

3 営利業務に従事する弁護士の状況

弁護士法第30条が改正され（2004年4月1日施行）、営利業務の所属弁護士会による許可制が、所属弁護士会への届出制に移行することにより自由化が図られた。これに伴い、日弁連は、営業に従事する際の弁護士の行為規範として「営利業務及び公務に従事する弁護士に対する弁護士会及び日本弁護士連合会の指導・監督に関する基準（日弁連理事会2004年2月1日議決）」を定めた。

営利業務の届出状況は次のとおり（営利業務従事弁護士の多い業種順）である。

資料2-3-16 営利業務従事弁護士の内訳

(2016年5月1日現在)

企業業種	役職等	取締役等（人）		使用人（人）		その他（人）		無回答（人）		合計（人）	
		総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数
サービス業		1,101	75	74	18	104	37	142	17	1,421	147
不動産業		609	75	34	9	39	12	175	11	857	107
証券・商品先物取引業その他金融業等		236	11	211	37	133	35	18	6	598	89
卸売・小売業		316	35	63	23	106	43	20	7	505	108
情報・通信業		270	12	66	23	99	37	20	7	455	79
機械・電気・精密機器等メーカー		248	18	72	38	93	36	9	5	422	97
銀行・保険業		84	15	98	36	121	32	22	3	325	86
サービス（債権回収会社）		164	12	9	1	9	0	0	0	182	13
陸・海・空運業		95	2	8	1	12	4	3	2	118	9
医薬品		48	5	40	24	22	12	1	0	111	41
建設業		89	6	6	3	11	3	1	0	107	12
その他		308	17	70	27	104	50	38	9	520	103
合計		3,568	283	751	240	853	301	449	67	5,621	891

- 【注】 1. サービスとは、債権の取り立て代行やそれに付随する業務を行う債権回収専門会社のこと。
 2. 役職等の「取締役等」とは、取締役、執行役、その他業務を執行する役員である。
 3. 「取締役等」と「使用人」を兼務している場合は、「取締役等」に含めた。
 4. 役職等の「その他」とは、業種の如何を問わず自営で行っている場合、もしくは分類不明なもの。
 5. 企業業種の「その他」とは、電気・ガス・水道業・漁業・農業等である。
 6. 数値は、延べ人数である

4 複数の資格登録をしている弁護士

弁護士は、弁護士資格の他にも複数の資格を有していたり、それらについて資格登録をしている場合がある。弁護士は弁護士法第3条第2項により、当然に弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

次の表は、弁理士、税理士の登録をしている弁護士数をまとめたものである。

資料2-3-17 弁理士登録・税理士登録をしている弁護士数及び通知弁護士等の数

弁理士登録している者	380人（2016年3月31日現在）
税理士登録している者	574人（2016年3月31日現在）
通知弁護士制度によって税理士業務を行っている者（通知弁護士）	4,684人（2016年3月31日現在）
通知弁護士制度によって税理士業務を行っている法人（通知弁護士法人）	77社（2016年3月31日現在）

- 【注】 1. 弁理士登録をしている者について、弁理士登録後に弁護士資格を取得した者の数は含まれていない。
 2. 通知弁護士制度：弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時税理士業務を行うことができる（税理士法第51条1項及び3項）。
 3. 通知弁護士数は延べ人数で、各局に通知のあった者の総計値である。同一人物が複数の局に通知した場合、それぞれ1件としてカウントしている。